



2024年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社共同紙販ホールディングス
代表者名 代表取締役会長 郡 司 勝 美
(コード番号 9849 東証スタンダード)
問合せ先 代表取締役副社長執行役員
管理本部長 木 村 純 也
(TEL 03-5826-5171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第73回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の招集権者及び議長（現行定款第14条）並びに取締役会の招集権者及び議長（現行定款第24条）の規定の一部を変更し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会及び取締役会それぞれの招集権者及び議長になることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会が定める取締役</u> が招集し、議長となる。 2. <u>前項に定める取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議によって、取締役会が定める取締役</u> が招集し、議長となる。 2. <u>前項に定める取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月27日（予定）

以 上